

令和6年 春の全国交通安全運動

実施期間 令和6年4月6日(土)～4月15日(月)

交通事故死ゼロを目指す日 令和6年4月10日(水)



令和5年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール JA共済連岐阜運営委員会会長賞 最優秀
北方町立北学園4年生(受賞当時) 寺井 愛菜さんの作品

運動の重点

- こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205

重点1

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

推進項目1

通学路を始めとした 安全な道路交通環境の確保



通学路や、こどもが日常的によく利用する道路などで、見守り活動を推進しましょう。

推進項目2

歩行者の 交通ルール遵守の徹底

横断歩道を渡るときは、手を上げるなど、運転者に意思を伝え、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

重点2

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

推進項目1

運転者の歩行者優先意識の徹底

歩行者や他の車両に対して、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

推進項目2

飲酒運転の根絶



地域や職場などで、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という環境を作りましょう。

推進項目3

妨害運転等の防止

被害防止のためドライブレコーダーを取り付け、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

推進項目4

高齢運転者の交通事故防止

加齢など身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解し、安全に運転しましょう。

推進項目5

後部座席を含めた 全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底



シートベルトとチャイルドシートで、交通事故の被害軽減を図りましょう。

推進項目6

二輪車運転者に対する 広報啓発

ヘルメットとプロテクターの着用で、交通事故の被害軽減を図りましょう。

重点3

自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

推進項目1

自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

全ての自転車利用者に、ヘルメット着用の努力義務があります。
自転車事故被害者の救済のため、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
自転車の両側面に反射器材を備え、自転車の定期的な点検整備に努めましょう。



推進項目2

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は、原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、交通ルールを守って走行しましょう。
イヤホン・携帯電話使用運転、傘差し運転は、法令により禁止されています。



推進項目3

特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車に関する新たなルールができました。
法律で定める基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。
交通事故の被害を軽減するため、運転するときは、ヘルメットを着用しましょう。



地域ぐるみで見守り活動

～「ながら見守り」で犯罪や事故から子どもたちを守りましょう～

登下校の時間帯に合わせて、

外に出て
花の水やりをする

家の前で
掃き掃除をする

犬の
散歩をする

など、時間と場所を工夫して、何かをしながら登下校の子どもたちを見守りましょう。

特定小型原動機付自転車

【保安基準への適合等】

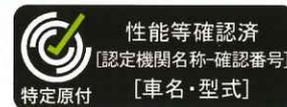
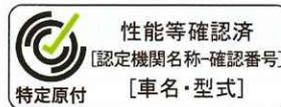
道路運送車両の保安基準に適合・自賠責保険(共済)に加入・ナンバープレートの取り付けが必要

車両区分	速度等(速度抑制装置で制御)	免許	年齢制限
特定小型原動機付自転車	時速20キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点灯	免許不要	16歳未満運転禁止
特例特定小型原動機付自転車	時速6キロメートル以下 最高速度表示灯 緑色点滅	免許不要	16歳未満運転禁止

※形状が電動キックボードでも、法律で定めた基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。

※交通事故の被害を軽減するため、ヘルメットを着用しましょう。

性能等確認済シールが付けられているものは保安基準に適合しています。



【歩道を通行できる場合】

- 特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合、歩道を通行することができます。
- 通行することができる歩道は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。
- 歩道では、中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しましょう。
- 歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しましょう。



「普通自転車等及び歩行者等専用」

警察庁ウェブサイト
特設ページ



交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を給付しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、

岐阜県環境生活部県民生活課(Tel.058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(株)YuYu/Dream Power 実行委員会/脇若 保雄/(特非)ぎふ長良川走ろう会/中濃消防組合交通安全青年部会/
(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/岐阜県民共済生活協同組合/(一社)全国霊柩自動車協会/(一社)岐阜県自動車整備振興会/
レジスタントカスタムショー/(一社)岐阜県自動車会議所/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/田中 英次

その他1名、1団体

(令和6年2月時点:順不同、敬称略)